

岡山県立岡山操山高校生自殺事案に関する第三者調査委員会調査報告書の提言等を踏まえた今後の再発防止策に対する外部有識者からの御意見

資料①

「体罰・不適切な指導・ハラスメント防止ハンドブック～信頼される学校づくりのために～」

有識者名	住友 剛
御意見	<p>(1) このハンドブックは、現行の「岡山県教員等育成指標・研修計画」のどこに位置付けて、どのように研修で活用する予定なのでしょう？ハンドブックの内容はそれなりに充実していると思うのですが、その活用方法がよくわかりません。採用前・新任者・中堅・ベテラン・管理職と、特に教員の各層に応じて、このハンドブックを読む機会を設ける必要があるように思うのですが…。</p>
	<p>(2) もしも仮に今後「岡山県教員等育成指標・研修計画」にこのハンドブックの内容に関する研修を盛り込むのであれば、今後、育成指標・研修計画を修正するための会議体の開催が必要になります。また、それにあわせて、最低でも岡山県内の教職課程を置く大学等との協議も必要になります。私が教職課程担当教員だからそう思うのかもしれませんが、教員養成段階から体罰・不適切指導やハラスメント防止に関する啓発活動が必要です。</p>
	<p>(3) (1) (2) とあわせて、強いてこのハンドブックの内容に何か指摘をするなら、「体罰・不適切指導やハラスメント防止の重要性はわかった。でも、今後具体的に自分たち教員はどのように子どもたちとの関係を築き、指導を行えばいいのか？」という、具体的な教育実践への示唆や「こういう方法は適切だ」という事例集などの提示がほしいところです。</p>
	<p>(4) おそらく一部の現場教職員にしてみると、「ハラスメントや体罰・不適切指導はダメだけど、子どもに対して一定の規制をかけたり、厳しく指摘しないといけない行為、考え方もある。そんなとき、どうすればいいのか？」という疑問やもやもやした思いが、このハンドブックの内容から生じると思います。そういう教員層に「こうすれば大丈夫」「比較的こちらは安全」と、別の対応の筋道を示すことも大事です。このような点からも、岡山県内の教職課程を置く大学等と協力して、「体罰・不適切指導やハラスメントを防ぎつつ、なおかつ子どもたちと教職員が適切に関係をつくっていく指導方法の研究」をすすめてほしいところです。</p>

資料②

「教職員による体罰・不適切な指導・ハラスメント防止に係る教育  
動画視聴」

有識者名	住友 剛
御意見	<p>(1) この動画は生徒・保護者向けのもですが、どうかたちでこの動画を見せるのでしょうか？ たとえばPTAの会合などにあまり保護者が集まらない現状のなかで、はたして保護者にこの動画を見るように求めていくことがどこまでできるのでしょうか？</p>
	<p>(2) 生徒に対する周知も同じです。そもそも岡山県内の公立高校だけに限定しても、いま「自殺予防教育」や「人権教育」自体に力を注いでいる学校がどの程度あるのでしょうか？ たとえば、高校でのキャリア教育の一環として大学進学のための各種授業の実施状況に比べると、私の印象では特に「自殺予防教育」に力を注ぐ学校ははるかに少ないように思います。今後この動画を「自殺予防教育」や「人権教育」に関する授業内で視聴するとのことですが、それを本気でやるなら、各校のカリキュラム改革にも取り組む必要があります。少なくとも、各校でのカリキュラムや年間行事計画の作成段階で、必ず「自殺予防教育」の内容などを何度か含むように求めるなど、岡山県教委から公立高校各校への働きかけを行う必要があります。</p>
	<p>(3) (2) に併せて申しますと…。たとえば岡山県教委の生徒指導・教育相談に関する施策あるいは人権教育に関する施策のなかで、①そもそも「自殺予防教育」の位置づけ自体を見直して、当面数年間力を入れるべき「重点項目」にすること。また、②そのために外部有識者の力を借りて、徹底して数年間、県教委から公立高校への働きかけを行っていくこと。この2点も必要と思います。</p>

### 資料③

#### 「岡山県教育委員会懲戒処分の指針」

有識者名	住友 剛
御意見	<p>(1) このような指針づくりが「体罰・不適切指導やハラスメントに対する教職員の懲戒処分基準の明確化」という意味をもつこと、そのことによる抑止効果を狙っていることなどは一定理解しますが…。でも、個人的な印象としては「懲戒処分の指針を明確化することの前に、ほかにやるべきことがあるのではないか？」というのが、率直な印象です。</p>
	<p>(2) 願わくば「もっとこういう指導方法で生徒たちとのかかわりをつくっていけば、生徒も教職員もいい感じで学校で過ごせる」という、ポジティブなメッセージ発信を続けたり、あるいは「日々のなにげない教職員と生徒のかかわりを見つめ直して、教職員の子ども理解を問い直していく」タイプの研修を充実させていく方向で、今後の施策をすすめていただきたいです。</p>
	<p>(3) 教職員による体罰・不適切な指導やハラスメントを苦にして生徒が学校に行けなくなったり、命を絶ったりするという悲しい事案への対応策が、今度は教職員に対する「罰による威嚇」という手法になってしまうというのは、あまりにも残念なことに思います。少なくとも、私の感性からすると、そのような印象を受けます。</p>

### 資料④

#### 「懲戒処分等を受けた教職員に対する継続的指導に関する実施要綱」

有識者名	住友 剛
御意見	<p>(1) こちらは県教委及び所属長が「継続的指導を行う」ということだけが決まっていて、実際の対応は「その事案ごとに考える」ことが原則のようですね。懲戒処分を受けた教職員の事案としてさまざまなケースを想定せざるをえないので、この実施要綱が「今の書き方しかできない」という事情は、一定理解します。</p>
	<p>(2) ただ、実施要綱がこのような書き方ができないとしたら…。やはり「懲戒処分を受けた教職員のその後の勤務状況が、継続的な指導のなかで改善された」という事例を多々集めて、「このような対応が望ましい」というモデルを示さないと、おそらく各所属長も「何をすればよいのか？」と迷うことになります。今後はそのような事例検討の蓄積及び事例をふまえた対応に関する管理職研修を、県教委の担当部署レベルで行っていく必要があります。</p>
	<p>(3) と同時に、たとえば生徒指導の領域でのいわゆる「指導死」の事例のように、なにか問題となる行為におよんだ生徒への教職員の過剰な叱責等が、子どもの自死につながるケースもあります。この再発防止策実施に至った事案も、そのような事例のひとつであると考えます。そして、同様のケースは、この懲戒処分を受けた教職員への「継続的指導」の場面でも起こりえます。管理職などから教職員への不適切な指導やハラスメント防止についても、この「継続的指導」にあたっては十分、留意していただきたいところです。</p>

資料⑤

「岡山県学校部活動の在り方に関する方針」

有識者名	住友 剛
御意見	<p>(1) これまでの岡山県教委の部活動運営に関する方針に、今回、新たに体罰・不適切な指導やハラスメントに関する内容を盛り込んだように見受けられます。このような修正を行うこと自体には、一定の理解を示したいと思います。</p>
	<p>(2) ただ、これまでの部活動運営に関する方針は、県内の各公立高校でどの程度、参照されてきたのでしょうか？ また、この新しい部活動運営に関する方針の実施にあたって、県の学校体育連盟・学校文化連盟との協議はどの程度すすんでいるのでしょうか？ おそらく方針の内容よりも、この方針を実施する条件の整備のほうが気になります。</p>
	<p>(3) 部活動の外部委託や外部指導者の導入などを今後、岡山県内ですすめていくのであれば…。その外部委託をした団体側や外部指導者に対しても、この方針の遵守を求めていく必要があります。その点について、県教委としてはどのような対応を行っていくのでしょうか？ この方針で部活動運営を求めつつ、外部委託や外部指導者の導入を積極的に行うのであれば、県教委・各公立学校と外部委託をした団体・指導者との関係についても検討を行い、方針に即した対応が求められるようなしくみを整備すべきです。</p>

資料⑥

「児童生徒の自殺防止対策基本方針～教職員の体罰・不適切な指導・ハラスメント等による事案の根絶を目指して～」

有識者名	住友 剛
御意見	<p>(1) ほかのところで書いたことも重複しますが、そもそも岡山県教委の生徒指導・教育相談に関する施策のなかで、「自殺予防教育」そのものがどの程度、取り組まれていることなのでしょうか？ 公立高校のなかで毎年、どこの学校でも必ず実施されていて、すでに定着していることであれば、この方針に「体罰・不適切指導・ハラスメント」に関する内容を盛り込んでいることに意味があります。でも、そうでなければ、そもそも「自殺予防教育」自体を公立高校各校で適切に実施できるように対応していくことが必要となります。その「自殺予防教育」自体の推進のための条件整備を、岡山県教委ではどこまで行っているのでしょうか？</p>
	<p>(2) もしも今後本格的に「自殺予防教育」をこの方針に即して推進するのであれば、他の内容と同様、「岡山県教員等育成指標・研修計画」の生徒指導・教育相談に関する項目に、この「自殺予防教育」の内容を位置付けて、採用前・新任者・中堅・ベテラン・管理職（さらには養護教諭など）の各層へ適切に研修機会を設けていく必要があります。その条件整備はできているのでしょうか？ 特にこの「自殺予防教育」や他の子どもの命にかかわる取り組み（学校安全・防災を含む）内容は、他の項目よりも優先的に教職員研修を実施する必要があると思うのですが…。</p>
	<p>(3) なお、この自殺防止対策基本方針には、「自殺予防教育」だけでなく発生時の学校・県教委の対応についても記述があります。ということは、いわゆる学校の危機対応に関する研修として、発生時の学校の教職員（管理職含む）及び県教委の職員の研修を行っていく必要があると考えます。こちらの研修の準備、条件整備はできているのでしょうか？ それがないければ、この方針は実質的に機能しなくなるように思うのですが。</p>

## 再発防止策の検証 論点整理

有識者名	住友 剛
御意見	<p>(1) 体罰・不適切な指導やハラスメント防止に関する各種文書類の内容よりも、「それにもとづく教職員研修等の実施体制・条件整備」の方が、私としてはかなり気がかりです。このままでは「立派な文書類ができて」で「あまり周知されず、実際に活用もされない」という恐れがあります。県教委としては、この各種文書類に盛り込んだ方針の実施にあたって、具体的に指導主事・事務職員あるいは各校の管理職層などをどのように動かし、どのような予算をつけて、どのような推進体制を組んでいくのでしょうか？ そこがとても気になります。</p>
	<p>(2) 今回「生徒指導・教育相談に関する施策」や「教員等育成指標・研修計画」など、岡山県教委の他の施策をあえて意識していただくようなことを書きましたが…。この再発防止策を本格的に実施していくとなると、他の県教委の施策との調整が必要になってくることも次々に出てきます。その点は今後、県教委のどこの部署が、どのようなかたちで調整を行っていくのでしょうか？ この点も気になります。</p>
	<p>(3) さらに公立高校での「自殺予防教育」の実施や生徒・保護者の動画視聴の時間確保などを考えると、各校でのカリキュラム運営や年間行事計画の作成の時点から、さまざまな取り組みを行っていく必要があると考えます。この点に関連して、各校の取り組みについて県教委からどの程度働きかけを行っていくつもりなのか、とても気になるところです。</p>
	<p>(4) 最後に、この有識者からの意見聴取は、今回限りでおわりでしょうか？ 今後数年間にわたって体罰・不適切な指導やハラスメントの防止に県教委が務めるのであれば、やはり何らかの会議体をもうけて、定期的に有識者からの意見聴取や、これまでの取り組みの点検等を行っていく必要があると思います。また、教職員の養成・採用・研修を一体化してすすめるという観点からも、岡山県内の大学等で教員養成を担う人々の協力を得て、体罰・不適切な指導やハラスメント防止に関する理論的・実践的な研究を推進していく必要もあると考えます。</p>